

[平成11年 第4回定例会]-[10月06日-07号]-P. 421

◆6番(青山圭一) 通告しておりました3点につきまして、一問一答にて質問させていただきます。なお、質問の順序をかえて1項目めを最後に行いますので、よろしくお願いいたします。

まず、教育長に情報教育についてお伺いいたします。情報化社会が進む中で、今後コンピューター等を使った教育の重要性がさらに増してくることが予想されます。新・中期計画におきましても、情報教育の推進とあります。そこでお伺いいたします。市立の小学校、中学校、高等学校及び聾学校、養護学校における教育用コンピューター機器の現在の導入状況についてお聞かせください。また、今後の整備計画はどのようになっているのかにつきましてもお伺いをいたします。なお、小学校、中学校における現状等につきましては、他の議員との質疑で理解をいたしましたので、答弁は結構です。

○副議長(佐藤忠次) 教育長。

◎教育長(松下充孝) 教育用コンピューター導入についての幾つかのご質問でございますが、初めに、市立学校への導入状況についてでございますが、高等学校におきましては、川崎総合科学高等学校と商業高等学校は、情報処理にすぐれた人材の育成を目指す等の専門学科を有していることから、川崎総合科学高等学校には508台、商業高等学校には371台設置しております。また、普通科課程を有する川崎高等学校、橘高等学校、高津高等学校につきましては、それぞれ42台設置しております。聾学校、養護学校につきましては、聾学校は6台、市立養護学校は5台、田島養護学校は5台設置しております。

次に、本市における今後の整備計画でございますが、現在導入している機種につきましては計画的にリースがえを行ってまいります。小学校、中学校及び聾学校、養護学校においては、リースがえの折に設置台数をふやす方向で検討しているところでございます。以上でございます。

○副議長(佐藤忠次) 青山議員。

◆6番(青山圭一) ご答弁ありがとうございます。

次に、教員への情報教育についてお伺いいたします。現在の子供たちは、ファミコン、パソコン等の機器を用いたゲーム等、遊びを中心とした部分で現在の高度情報化社会に対応しているとも言えます。その子供たちの姿を見ておきますと、学校における情報教育はますます重要な課題であると考えられ、その教育機器を活用していくための教員の技術習得への研修は必須項目と考えざるを得ません。

そこで、教員への研修についての現況を幾つかお伺いいたします。まず、学校の要請により指導主事を派遣し、校内でのコンピューター等の研修も実施をされているということですが、その内容及び件数について。次に、これ以外に教員の技能習得のため民間の技術者の導入を考えているようではありますが、その内容について。以上、あわせてお伺いいたします。

○副議長（佐藤忠次） 教育長。

◎教育長（松下充孝） 情報教育に関する幾つかのご質問でございますが、初めに、学校の要請により指導主事を派遣する研修は、川崎市総合教育センターにおける情報教育に関する研修の一つとして実施しておりますコンピューター視聴覚養成講座でございます。この講座は、各学校が研修内容、日時、場所等について希望を出し、総合教育センターがその要請に基づき指導主事の派遣や必要な機材を導入して実施しているものでございます。主な研修内容といたしましては、教育情報ネットワークの利用体験、2つには、初めてのコンピューター研修、3つには、いろいろなコンピューターソフトの体験、4つには、コンピューター教育利用実践等でございます。本年度は小学校17校、中学校4校、高等学校2校の計23校が実施または実施の予定となっております。

次に、民間技術者の導入についてでございますが、緊急地域雇用特別交付金事業の中で、現在、学校へ情報教育アドバイザーの派遣を計画しております。この情報教育アドバイザー派遣事業は、本年度から2年間、市立中学校51校へ民間の人材派遣業者等から月2回程度派遣するものでございます。事業内容は、情報教育の推進に必要な教師の資質向上を図るため、各学校での研修会やパソコン教室に関する教師へのアドバイスや資料づくりなどについて、各学校のニーズに基づいて支援するものでございます。以上でございます。

○副議長（佐藤忠次） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ありがとうございます。

情報化の進展に対応した教育を推進するために、教員の指導力の向上が必要不可欠だと認識しております。川崎市総合教育センターからの指導主事の派遣や、民間業者からの情報教育アドバイザー派遣事業などもより積極的に活用し、本市の情報教育の充実を一層図られるよう要望いたします。

次に、救急体制につきまして消防局長にお尋ねいたします。平成11年度川崎市消防行政重点施策の中におきまして、救急体制の充実強化を挙げられており、その中で、救急業務の高度化に対応するため、救急救命士の養成及び教育訓練を行うと明記をされてあります。そこでお伺いいたしますが、救急救命士による特定行為により蘇生した件数、平成10年度、平成11年度について及び現在までの実際の養成や訓練状況につきましても、あわせてお聞かせください。

また、市民による応急手当についてもお伺いいたします。いただいた資料によりますと、平成10年度の川崎市の救急車出動件数は、市内7区ほかの合計で4万2,538件とあり、これを各区平均いたしますと約6,000件に及ぶことがわかります。事故発生から救急車が到着するまでの間、市民による応急手当で生死を分けることがあるとも言われております。私が調べましたところ、ある資料によりますと、心臓停止の状態ですと約3分間放置されますと死亡率が50%。また、呼吸停止状態で約10分間放置されますと死亡率が約50%になるということがわかりました。さらに、市民が119番に通報をした後、救急車が現場へ到着するまでの平均時間は約6分間ということを考え合わせますと、万一に備えて市民が応急手当を学習することは非常に重要なことであると思われまします。消防局の重点施策の中におきま

しても、救命率を向上させるために市民が行う応急手当の普及啓発を推進するとありますが、現在までの普及活動の状況及び今後の計画についてお伺いするとともに、市民への応急手当講習会への積極的な参加呼びかけの告知方法についてもお聞きいたします。

○副議長（佐藤忠次） 消防局長。

◎消防局長（三品秀夫） 救急救命士による特定行為の状況等についての幾つかのご質問でございますが、初めに、本市の救急救命士は平成4年7月25日から業務を開始いたしておりまして、現在77人の救急救命士が活動しております。救急救命士による特定行為につきましては、救急救命士法により、医師の指示のもとに肺に空気を強制的に送り込むための気道確保、血管の収縮を防ぐための静脈路確保、さらには心臓に電気ショックを与え、正しい鼓動をさせるための除細動という高度な救命処置が行えることになっております。

このような救命処置により、心肺停止した患者を蘇生させました件数でございますが、平成10年度中におきましては、548人の患者に対し救急救命士が特定行為を実施いたしまして、7日後の生存者数が33人、30日後の生存者数は16人で行いました。また、平成11年は8月31日現在まで447人の患者に対し特定行為を実施いたしまして、7日後の生存者数が21人、30日後の生存者数は8人で行いました。

次に、救急救命士の養成等についてでございますが、現在本市には19隊の救急隊がございまして、必ず1人ないし2人の救命士が乗車しておりますが、今後は119番を受信する消防指令センター及び航空隊等にも配置し、さらなる体制強化のため、毎年8人の救急救命士の養成を行う計画でございます。

次に、救急救命士の教育訓練の状況についてでございますが、救急救命士の国家試験に合格し、資格を取得いたしました救急隊員につきましては、救急救命士としての就業前教育として、所属消防署におきまして前任救急救命士によりまず症例研究、救急自動車乗務実習訓練、特定行為に係る資機材の習熟訓練を7日間実施し、さらに病院研修といたしまして、医師の指導による特定行為に係る資機材の習熟訓練、傷病者収容時における実務研修、各種検査要領の実施等を含め、20日間実施をいたしております。また、既に救急隊員として活動しております救命士の教育訓練につきましては、知識、技術の習得を図るため、1人年間12日間の病院研修を実施し、さらなる救命率向上に努めているところでございます。

次に、市民に対する応急手当の普及啓発に係る現況等についてでございますが、平成6年に救急講師についての国の基準が定められまして、心肺蘇生法のほか止血法や外傷、熱傷、骨折の手当て、感染防止措置などを含めた3時間コースの普通救命講習及び8時間コースの上級救命講習を実施することとされたところでございます。本市におきましては、平成10年中に普通救命講習を139回、3,836人に対して実施しており、上級救命講習につきましては9回、335人に対し実施をいたしております。このほかに消防訓練や防災訓練にあわせまして、心肺蘇生法に限った救急講習につきましては168回、7,605人に対し実施をいたしております。また、平成11年は8月末現在まで普通救命講習を80回、3,240人に、上級救命講習は3回、176人に、その他の救急講習は158回、5,511人に対し実施をいたしております。

次に、今後の普及活動計画についてでございますが、一般住民の方はもとより、自主防災組織や各事業所等を通じて心肺蘇生法を含む応急手当での救急講習をさらに推進し、一人でも多くの市民の皆さんが応急手当を行えるよう指導してまいりたいと考えております。

最後に、応急手当講習会の告知方法等についてでございますが、今後とも市政だより等を有効に活用いたしまして、応急手当講習会の日程などをお知らせしてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、市民に対します応急手当の普及啓発につきましては、消防局の重点施策の一つとして位置づけておりますので、多くの市民が参加するあらゆる行事等をとらえまして普及啓発に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（佐藤忠次） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ご答弁ありがとうございました。

私が調べた限りにおきましては、一般市民でありまして適正かつ迅速に正しい応急処置を行うことにより、心肺が停止した患者を救命できるということが、1950年代後半において欧米諸国で既実証されていたということでありました。したがって、このことから明らかなように、市民への普及活動の持つ意義や重要性は大変大きなものがあることがわかります。先ほどのお話から、現在、さまざまな機会をとらえて普及活動の拡大に向けて努力をされているということではありますが、それでもまだ地域の方々から応急手当等の講習会への参加希望との声を聞きます。そこで、市政だより、インターネットのホームページ、市バスの車内放送や各区役所の案内板等をより積極的に活用し、一層の普及活動に努められるよう要望いたします。また、応急処置のマニュアル冊子の作成と配布、さらに、ビデオの作成や貸し出し等の方法も普及活動の拡大に有効かと思われまますので、ご検討くださいますようお願いいたします。そして、これらを通してぜひ市民のだれもが応急手当の技法を身につけ、いざというときには自信を持って実行できるよう要望いたしまして、この質問を終わります。

次に、市長への手紙についてお伺いいたします。市民局長に、市長への手紙についてお尋ねいたします。

この制度は、市政に対する声を市長みずから聞くことにより、市政の民主的運営に役立てることを目的として、昭和47年に発足したと伺っております。発足以来今日まで多くの提案、要望等が寄せられ、その件数は延べ2万3,633通ということであり、平成10年度においては1,142通と聞いております。これらの多くの件数が実際に寄せられていることから明らかなように、市長への手紙が市民と市とを直接結ぶ一つの手段として重要な制度であると認識することができます。そこで伺いいたしますが、この手紙には主としてどのような内容のものが寄せられているのでしょうか。また、平成10年度におきましては、その内容にどのような特徴、傾向が見られているのでしょうか。また、市長への手紙の具体的な内容の一つとして、窓口の職員の対応の仕方に対する苦情を寄せたということを実際に何度か耳にしたことがあります。もちろん、対応の仕方についての苦情を受ける職員の方はごく少数の方であると思われまます。こうした市民からの苦情に対する声を聞き、市

の側が具体的に改善するための対応策を行っているのかどうかについても伺います。同時に、市民が手紙を出してから何らかの返事や回答を得るまでに1ヵ月以上経過しているという声もあります。手紙を受け取り次第、迅速な対応をすべきであると考えますが、現状はどのようになっているのでしょうか。さらに、提案、要望等により実現されたことについては、市民に広報することによって市民と市との距離が非常に近くなり、その結果、この制度の有用性がますます高まると思われます。現在、結果報告についての広報は行われているのか、また、もし行われていないとすれば、今後の方針についてお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○副議長（佐藤忠次） 市民局長。

◎市民局長（飯村富子） 市長への手紙についての幾つかのご質問でございますが、まず、市民の方々からお寄せいただきました市長への手紙の内容につきましては、さまざまなご意見やご要望が寄せられております。その主な内容といたしましては、1つには、道路や公園などの身近な要望、2つには、図書館の充実などの行政への提案、3つには、自然保護に関するもの、4つには、民間の開発行為への対応を求めたものなどとなっております。平成10年度の特徴につきましては、特に世相を反映してか、ホームレスの意見が多数ございまして、また、市民生活に密着した道路維持管理等に関する苦情や要望等も数多く寄せられたところでございます。

次に、職員の対応に対する苦情等についてでございますが、内容を一つ一つ調査し対応しているところでございますが、よりよい市民サービスに向けて全庁的に職員研修、職場研修、さらには会議などを通じて再発防止を図っているところでございます。

次に、市長への手紙の返事等の処理方法につきましては、お手紙をいただいた時点で直ちに関係局と連絡をとり、迅速な対応を目指しておりますが、内容によりましては具体的な調査を要するなど、ご返事に日数を必要とすることもございます。これらの場合には、お電話などで経過の説明をするなどの対応に努めているところでございますが、関係局と連携をとりながらなお一層の徹底を図ってまいりたいと存じます。

次に、市長への手紙でのご提案やご要望に基づき施策に反映したものを市民の皆様にお知らせすることにつきましては大変重要なことと受けとめております。したがって、インターネットのホームページの拡充、広報紙への掲載等を含め、現在検討いたしているところでございます。以上でございます。

○副議長（佐藤忠次） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ご答弁ありがとうございました。

それでは次に、市長への手紙について市長みずからのご見解をお伺いいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○副議長（佐藤忠次） 市長。

◎市長（高橋清） 市長への手紙についてのお尋ねでございますけれども、お話がございましたとおり、この制度は市民の意見を直接聞く重要な手段と思っております。毎年1,000通を超えるお手紙を読ませていただいておりますと、市民の方々の市への期待がこの手紙を通じて伝わってまいります。特に、あすの時代を担う子供たちからも夢あふれる提案もございますし、お年寄りの介護の問題とか、あるいは自然保護に対する地域ぐるみの要望など、さまざまなものがございます。これらに直接目で触れたときに、改めて市域の広さと市民生活の多様さというものを実感するわけでございますが、今後ともこの市長への手紙を通して、川崎のまちづくりのために、また、きめ細かな施策を展開する上で市民の方々一人一人のご意見を大切に受けとめてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○副議長（佐藤忠次） 青山議員。

◆6番（青山圭一） ご答弁をいただきましてありがとうございます。

私は、市長への手紙という制度は、冒頭でも申し上げましたとおり、市民と市とを結ぶ大変重要なパイプ役を担っている手段の一つであると考えております。ですから、市の立場といたしましては、この制度が市民にとって最大限生かされたものであるか、また、そうであるためには何が必要であるのかを常に意識され、その実現に向けて取り組んでいくことを望みます。なぜならば、この制度を通して、市民が今現在直面している大変重要な貴重な現場の声を市の側は聞くことができるからです。それゆえに今後の最大の課題といたしまして、できる限り早い時期にこれまで寄せられた手紙の内容をデータベース化することにより整理分析し、また、市民からの提案や要望への迅速な回答を目指し、さらに、結果として施策に反映されました事柄につきましては、インターネットのホームページや広報紙の掲載を通して市民への公な報告を行うなど、市民と市とのパイプをより一層強いものに確立していただきたいと強く要望いたします。

最後に、市長におかれましても、市民からの声を1つでも多く実現できるように積極的な取り組みをしていただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わります。